



みみセンターだより



山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例②

前回は条例の目的などについてご紹介しました。今回は具体的な例についてご紹介いたします。

Q 障がいを理由とする好ましくない対応・態度って？

A ただ障がいがあるというだけで、サービスなどの提供を拒否したり制限したり条件を付けたりすることを言います。例えば…

①



アパート等を借りようとしたが、障がいを理由に断られた。

②



スポーツクラブ等を利用しようとしたが、障がいを理由に断られた。

Q 障がいのある人への必要な配慮(合理的配慮)って？

A 障がいのない人と同じように日常生活・社会生活ができるように配慮することを言います。聴覚障がい者の場合は…

①



聴覚障がい者に対して筆談等で対応する。

②



聴覚障がい者が参加する行事等に手話通訳者等を付ける。

皆さんいかがでしたか？このようにちょっとした配慮で皆が住みやすい地域になるのです。詳細は…山形県健康福祉部障がい福祉課 T：023-630-2317 F：023-630-2111
メール：yshogai@pref.yamagata.jp HP：<http://www.pref.yamagata.jp/>

東北にもついにろうあ者相談員の組織が誕生！

「東北ろうあ者相談員連絡協議会」 の設立総会及び研修会に参加しました



聴覚障がい者及び聴覚障がいに重複する障がいをもつ者、その家族や関係者の相談に携わっていた相談員は、これまで個々で業務を行っていました。全国では関東など地区別に組織化を行い、研修などを行っていた経過があります。東日本大震災が起きた際、こころのケアをはじめとする相談需要が高まりましたが、東北では相談員の組織がなく、全国からの支援に支えられていました。

震災でも相談支援の中心となった(一社)日本聴覚障害者ソーシャルワーカー協会(以降、SW協会と略す)からの協力もあり、ついに9月24日(土)に「東北ろうあ者相談員連絡協議会」が設立されました。東北6県から約20名の参加があり、当県からは相談員の小野と今野が出席しました。総会だけではなく、SW協会の会長、副会長からの講話もあり、今後はこのような研修も東北規模で行えることを嬉しく思いました。最後には参加者が2グループに分かれ情報交換を行い、どのような立場で相談業務を行っているかなど「へえ〜」がたくさん時間となりました。この協議会をとおして、相談員の資質をしっかりと向上すべく学んでいきたいと思ひます。



